

入札説明書

県立西宮甲山高等学校普通科教育用コンピューター式の賃貸借に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

県立西宮甲山高等学校普通科教育用コンピューター式の賃貸借

(2) 調達物品の規格、品質、性能等

仕様書のとおり

(3) 調達物品の条件等

仕様書のとおり

(4) 設置期限及び契約期間

設置期限：令和 7 年 3 月 30 日

契約期間：令和 7 年 3 月 31 日から令和 12 年 3 月 30 日までの 5 年間

（令和 7 年度の発展的統合により令和 8 年度末（R9. 3. 31）をもって閉校するため、本契約機器等については令和 8 年度末に他校へ移設する予定であることに留意すること（移設費用は本契約には含めない）。）

(5) 設置場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者であって、既に兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札共同運営システム」という。）に対応している認証局の電子証明書を取得している者が、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和 6 年 12 月 23 日（月）午後 4 時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に係る書類を添えて 4

(1)イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第 2 号。以下「申込書」という。）の提出期限日及

び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札参加の申込み

(1) 提出場所

兵庫県立西宮甲山高等学校 事務室（〒662-0004 西宮市鷲林寺字剣谷 1 0）

電話番号（0798）74－2460 FAX（0798）74－2461

メールアドレス Nishinomiyakabuto_hs@pref.hyogo.lg.jp

(2) 参加申込みの期間

令和 7 年 1 月 6 日（月）から令和 7 年 1 月 16 日（木）まで（持参の場合は兵庫県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前 9 時から午後 4 時まで（持参の場合は午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く。）

(3) 提出書類

ア 申込書を作成のうえ上記(1)に直接持参又は郵送すること。

イ 前記 2 (1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込み及び関係書類に基づいて確認し、その結果を申込者に電子メールにより通知する。

そのため、申込書の電子メールアドレスは漏れなく記載すること。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問

- (1) 入札に参加を希望する者のうち、仕様書記載の参考品番以外の物品で入札する場合は、仕様確認申込書（仕様を満たしていることを確認できるカタログ等添付）により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

令和 7 年 1 月 6 日（月）から同月 16 日（木）まで（持参の場合は県の休日を除く。）の毎日

午前9時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参、電子メール又はFAXにより提出すること。

エ 確認の結果

令和7年1月22日（水）午後1時に、入札参加申込者に通知する。

(2) 質問の回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和7年1月23日（木）から令和7年1月27日（月）までの毎日午前9時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所 前記3(1)に同じ。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県立西宮甲山高等学校

令和7年1月6日（月）から令和7年1月27日（月）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県立西宮甲山高等学校 第1応接室

(2) 日時 令和7年1月28日（火）午後2時

8 入札書の提出方法

入札書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ、宛て名及び入札物件等を記入し、令和7年1月27日（月）午後4時までに前記3(1)の場所に必着すること。

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記 1 (1) に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名があること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 5 以上の額を、令和 7 年 1 月 27 日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和 7 年 1 月 27 日（月）以前の任意の日を開始日とし、令和 7 年 2 月 4 日（火）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約保証金（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間 60 箇月を乗じた額）の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間 60 箇月を乗じた額）が 200 万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 前記 2 の入札参加資格がない者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 前記 1 の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（注）予定価格には次の費用を含む。

- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
- ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
- ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。

- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において再入札を実施する。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時及び場所に持参、郵送等すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和 7 年 2 月 4 日（火）以降までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

(8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外の者

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

(1) 落札者及び第三者賃貸方式による第三者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者の指定する期日までに契約担当者に提出しなければならない。

(2) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(3) 契約書は3通作成し、各1通保有する。

(4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めます。

19 調達事務担当

〒662-0004 西宮市鷺林寺字剣谷10

兵庫県立西宮甲山高等学校 事務室 担当 田中

電話 (0798)74—2460